

# 食育媒体の貸出要領

## 1. 趣旨

四條畷市立保健センター（以下、「保健センター」という）は、食育を推進するため、食育媒体を貸出する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

## 2. 申請資格

市行政機関、教育機関、市内の市民活動グループや団体

## 3. 使用の許可

許可者は、申請資格のある者から申請があった場合、食育の推進など市民の健康増進につながると認めるときは、食育媒体の貸出を許可する。

ただし、次の各項のいずれかに該当する場合、貸出を許可しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき
- (2) 特定の個人、政党、宗教団体等の活動に利用される、又はそのおそれがあるとき
- (3) 商業宣伝あるいは営利を目的とするとき
- (4) その他、許可者が不相当と認めたとき

## 4. 申請手続き

- (1) 「食育媒体の使用申請書」に必要事項を記載し、保健センターへ提出する。

（予約は電話連絡での受け付けも可能。ただし、媒体の貸出時に「食育媒体の使用申請書」を提出すること。）

- (2) 媒体返却時に「食育媒体の使用報告書」を提出する。

## 5. 使用上の遵守事項

- (1) 貸出期間は、原則として1か月以内とする。
- (2) 食育媒体の貸出により利用者または参加者が被った損害・事故については、保健センターは一切その責任を負わない。
- (3) 媒体の破損・汚損・紛失等が生じた場合、速やかに報告すること。
- (4) 媒体を紛失、または著しい破損・汚損が生じた場合は、利用者の責任と負担において弁償すること。